

プラグリーの乱

——ブルボン公シャルル1世の視点——

上 田 耕 造

は じ め に

1440年にプラグリーの乱は起きた⁽¹⁾。反乱の首謀者はブルボン公シャルル1世 Charles I^{er}, duc de Bourbonであった。年代記作家トマ・バザン Thomas Basinによると、諸侯らは国王シャルル7世 Charles VII (1422-1461)による怠慢な国政運営と、王国の財源を食いつぶしている国王の寵臣たちに対して不満を抱いていた。そこで彼らは、王太子ルイ(後のルイ11世)を主導者に、荒廃してしまった王国の再建を掲げて反乱を起こす。経過は、国王軍の侵攻の前に、諸侯軍は後退を強いられる。最終的に王太子とブルボン公は国王への従属を誓わざるを得なかった。一方、宣誓を受けた国王は彼らに対して赦免を与えた。こうしてプラグリーの乱は終息した⁽²⁾。

その後シャルル7世は、婚姻政策と武力行使を併用しながら、ブルゴーニュ公領、ブルターニュ公領、そしてブルボン公領などの王国内に点在していた領邦を徐々に統合していく。各領邦は14世紀末から15世紀の初頭にかけて、「諸侯国家 État princier」と呼ばれ、王領から切り離された独自の支配圏と統治組織を有する枠組みへと成長していた⁽³⁾。アンドレ・ルゲ André Leguaiは「1436-1437年から王権の「諸侯国家」に対する戦いが確固たる激しいものとなる」と述べ、「プラグリーの乱の首謀者に対するシャルル7世とリッシュモンとの厳格な対応は、それを示す明白な事例であった」とする⁽⁴⁾。つまり、プラグリーの乱での勝利を転機に、これまで釣り合いのとれていた国王と諸侯とのパワーバランスが、大きく国王の方へと振れることとなったのである。

また、反乱鎮圧以降に国王は、軍事改革のもとイングランド軍を大陸から徐々に駆逐していく。1453年にはボルドーを奪還し、これによって断続的に続けられてきた対英戦争も、漸く終結することになった⁽⁵⁾。

以上から、プラグリーの乱は国王に王権拡大のきっかけを与えた出来事として捉えられる⁽⁶⁾。ガストン・ドゥ・フレヌヌ・ド・ボークール Gaston du Fresne de Beaucourtはそれを「王権の覚醒」と表現し⁽⁷⁾、またロベール・ファヴロー Robert Favreauは、「進化とは、ゆるやかであるとともに、時には大きな動乱を含む。近代フランスはそこから生まれた。プラグリーの乱は、その進化のための必然的な一つの段階なのであった⁽⁸⁾」と述べ、この動乱を近世の絶対王政へと向かう初期の段階とみなしている。

いずれにせよ、国王は勝者であり一方のブルボン公は敗者であった。これまでプラグリーの乱は主に勝者の視点から研究がなされており、この事件が持つ光の部分にのみ注目が集まってい

た。では、敗者であるブルボン公は威光を放つ王権の影となり、その存在意義を失っていくだけの存在であったのであろうか。

唯一ブルボン公の視点からの研究を行ったルゲは、ブラグリーの乱によって「ブルボン国家 État Bourbonnais」の脆さが露呈したとする。というのも、反乱に際して、「ブルボン国家」内の諸都市、さらに領主らは国王側に加担した⁽⁹⁾。すなわち、その枠組みは統一性を欠いた脆弱な統合体でしかなかったというわけである。以後領内への王権による干渉が一層深まり、国王は自らの裁判権や課税権を「ブルボン国家」内へ強制していく。それゆえ、ルゲはブラグリーの乱を「ブルボン国家」衰退のきっかけであり、ブルボン公の王権への帰属を強める結果をまねいた事象としてとらえている⁽¹⁰⁾。

しかしながら、ルゲの示した事例は、あくまで反乱がブルボン公へもたらした影響の一側面でしかなく、またその実態も十分に検討されているとは言い難い。というのも、王権の伸張を強調するあまり、反乱の敗者の動向が思い返されることはほとんどなく、ブルボン公の視点に立った研究は手薄であるといわざるを得ないからである。確かにブルボン公は反乱の首謀者として戦いに負けたわけであるが、その後もフランス王国行政を司る中心メンバーの一人であり続け⁽¹¹⁾、「ブルボン国家」も、その領域と独自の統治機構は、16世紀の初頭に統合されるまで継続される⁽¹²⁾。中世末期フランス王国の動向を捉えるにあたり、ブルボン公の存在は等閑視することのできない、重要な立場にあったわけである。さらに言えば、ブルボン公を含め、諸侯の動向を捉え、各領邦と王国との繋がりを再検討し、この時期の新たな国制像を描き出すことは、今日まで積み残されてきた研究史上の課題でもある⁽¹³⁾。

では、ブラグリーの乱は実際、ブルボン公に対してどのような影響をもたらしたのであろうか。彼は国王との和解の中で、単に従属を誓っただけであり、反乱から得られたものは何もなかったのであろうか。これらの問いに応えるためには、反乱でブルボン公は何を求め、何が受け入れられ、また何が却下されたのかを具体的に検討することが必要であろう。そうすることで、フランス王国の転換点とされるブラグリーの乱が持っていた歴史的な意義を、より鮮明に浮かび上がらせることができ、また中世末期のフランス国制に新たな理解をもたらすこともできるであろう。

1. 反乱の原因—ブルボン公が抱えていた不満の種—

これまでの研究や年代記作家の証言では、反乱の原因として主に、諸侯と国王の側近との対立という政治的な理由が取り上げられてきた。だが、反乱への動機は両者の権力欲のみにあったわけではなかった。ここでは、何がブルボン公の不満を駆り立てていたのかを具体的に検証し、また反乱において公は何を得ようとしていたのかを再検討したいと思う。

「血統親王」対シャルル7世の寵臣

まず考えられる要素は、ブルボン公を含めた諸侯らとシャルル7世の側近たちとの間にある身

分の差である。ブルボン公は「血統親王 prince du sang」と呼ばれる身分を有していた⁽¹⁴⁾。一方、当時国王の寵愛を受けていたシャルル・ダンジュー Charles d'Anjou は、アンジュー家の三男であり、未だ所領も持たない単なる王族の一人でしかなかった⁽¹⁵⁾。これまでの経験において、国政で影響力を持ちえたのは「血統親王」自身であった。たとえばシャルル6世 Charles VI (1380-1422) 治世に王国行政を牛耳っていたのは、「血統親王」であるオルレアン公であり、アンジュー公、ブルゴーニュ公、ペリー公、そしてブルボン公であった⁽¹⁶⁾。しかし、前王治世の慣例がシャルル7世によって崩され、反乱前夜では寵臣であるシャルル・ダンジューが、国王の傍で国政の主導権を握っていたわけである⁽¹⁷⁾。そして実際、ある王令の公布に際して、両者の立場の転換が明確に示されることとなる。

1439年11月2日オルレアン勅令 Ordonnance d'Orléans が発布された。これによって、ブルボン公の中に鬱積していた不満が一気に暴発する。勅令発布の直後、ブルボン公はプロワに支持者を集めた。そこで国政掌握への算段を立て、いよいよ反乱が始まる。それゆえオルレアン勅令こそが、反乱の直接的なきっかけであったとされる⁽¹⁸⁾。では、勅令の内容とはどのようなものであったのだろうか。

46条で構成されているオルレアン勅令は、内容を大きく三つの部門に分類することができる。一つ目はフランス王国内すべての人々に対して軍隊の召集を禁ずる由を記した条文。二つ目が兵士に対して略奪を禁じ、秩序の維持を取り戻すことを明記とした条文。最後に三つ目が、国王以外のものが課税を行うことを禁ずる条文である⁽¹⁹⁾。

1435年アラスの和約でブルゴーニュ公フィリップ Philippe le Bon, duc de Bourgogne とシャルル7世が和解をして以来、働く場所を失った傭兵らは、各隊長のもとで「野武士団 routiers」や「追剥団 écorcheurs」と呼ばれる集団を組織し、王国内の各地で略奪を行い、都市を荒らしまわっていた⁽²⁰⁾。税収面においても都市の荒廃は、王国に深刻なダメージを与えていたがゆえに、この社会問題は近々に解決されるべき事項であった。そこで出されたのがオルレアン勅令であり、国王はフランス王国内のあらゆる人々に対して、自らの許可なく軍隊を召集することを禁じた⁽²¹⁾。問題であったのは、提示されたあらゆる人々の中に諸侯身分さえも含まれていたことである。独自の軍事力を保持していた諸侯らにとって、既得権を侵害する王令の強制執行は、当然納得のいくものではなかった。

しかし、注目すべきはオルレアン勅令の発布に際して開かれた三部会に、反乱の首謀者であるブルボン公が参加していた事実である⁽²²⁾。ブルボン公は王令作成の段階で異議を唱えなかったのであろうか。また、どのようにしてこの王令は発布に至ったのであろうか。

オルレアンで開催された三部会には、ブルボン公のほかに、ルネ・ダンジュー René d'Anjou, シャルル・ダンジュー、マルシュ伯 comte de Marche, ウ伯 comte d'Eu, ヴァンドーム伯 comte de Vendôme とその他に多くの聖職者、貴族、都市民が参加していた⁽²³⁾。参加者の顔ぶれや国政の状況を考慮すると、三つのベクトルがオルレアン勅令発布を促したと考えられる。

まず一つ目が、都市住民たちからの支持である。「野武士団」や「追剥団」はフランス王国内の各都市で甚大な被害をもたらしていた⁽²⁴⁾。それゆえ、何よりも彼らは王権による保護と秩序

の回復を切望していた。さらには、従属と納税の代わりに特権と庇護を得るといふ、国王と「優良都市 *bonne ville*」との間で結ばれていた相互扶助の関係は⁽²⁵⁾、オルレアン勅令を発布に導く一つの要因となっていたことは確かであろう。

二つ目はシャルル・ダンジューによる三部会の主導である。当時シャルル7世の寵臣として国政を主導していた彼は、オルレアンでの協議においても主導的な役割を果たしていたはずである。しかし、なぜシャルル・ダンジューはオルレアン勅令を積極的に受け入れることができたのであろうか。すべての人々に対して軍隊の召集を禁じたこの王令は、シャルル・ダンジューに対しても少なからず打撃を与えるはずである。だが、勅令の条項の中には領主たちに対してひとつの「抜け穴」が設けられていた。それは、オルレアン勅令の第二項に記されてある。内容は、国王から隊長職に任命されることで、任命者は独自の軍隊をもちうるというものであった⁽²⁶⁾。すなわち、国王に一番近い身分にあるシャルル・ダンジューには、先の隊長職に任命されるであろうという見通しがあった。

また、もう一つ諸侯らの反感をかかった課税権の独占に関する条項に対しても、当時所領を持っていなかったシャルル・ダンジューにとって、それほど大きな損失を生むものではなかった。むしろ、寵臣であったことから、より多くの年金 *pension* を獲得する機会を得ていたのである⁽²⁷⁾。以上から、地位や収入が保証されていたシャルル・ダンジューは、オルレアン勅令発布に積極的に賛同することができた。

最後に三つ目のベクトルとしてあげられるのが、国王自身の意図である。当時、ブルボン公は「追剥団」や「野武士団」を自らの軍隊に取り込むことで軍勢力を強化していた。たとえば、「野武士団」隊長の代名詞としてもあげられるカスティリャ出身のロドリグ・ヴィランドランド *Rodrigue Villandrando* は、1433年にブルボン公ジャン1世 *Jean I^{er}, duc de Bourbon* の娘マルグリット *Marguerite de Bourbon* と結婚し、彼にはブルボン公領内のウセルが与えられた⁽²⁸⁾。また、ジャン・シャルティエ *Jean Chartier* 年代記の中で、「追剥団」の隊長として名前が挙げられていた二人の人物、アントワーヌ・ド・シャバンヌ *Antoine de Chabannes*、そしてブルボン私生児ギイ *Guy, bâtard de Bourbon* は、ともにブルボン公との繋がりを持っていた⁽²⁹⁾。前者はブルボン公にオマージュ *hommage* を行った封臣であり、公は封土としてシャヴロッシュ・キャピテーヌ管区を彼に譲り渡している⁽³⁰⁾。後者は名前から見てもわかるようにブルボン公ジャンの息子である。

ブルボン公は流浪していた戦闘集団をまとめることによって、着々とその力を整えつつあった。国王はこのようなブルボン公の動向に危機感を抱いていたのである。そして1437年、実際にブルボン公軍が国王へ脅威を与える事件が起こる。

1437年2月3日、ブルゴーニュ公フィリップの仲介のもと、ルネ・ダンジューの息子ジャン・ド・カラブル *Jean de Calabre* とブルボン公の娘マリー・ド・ブルボン *Marie de Bourbon* との婚姻が成立する⁽³¹⁾。会談の際に、ルネ・ダンジューとブルボン公は王国宮廷内で権勢をふるっていた、シャルル7世の側近集団の排除を目的とした策謀を企てた。しかし、計画が南フランス遠征に出ている国王に知られる。すると国王はすぐさま機先を制しに向かう。国王軍がブル

ボネ地方を通過している際に、一つの部隊がヴィランドランド隊とエリッソンで衝突した。彼らは野営を準備するための先遣隊であった。それをヴィランドランド軍は襲撃し略奪した。事情を聞いた国王は激怒し、すぐさま本隊を動かし、ヴィランドランド軍の討伐に向かう。一方のヴィランドランドは、国王軍と対峙することなく、ブルゴーニュ公領へと引き上げてしまった⁽³²⁾。

ヴィランドランド軍の退却を知ったブルボン公は、すぐさま国王に赦免を求める。対する国王は二つの条件を出し、彼の要求に応えることにする。一つ目が、ヴィランドランドとの契約を打ち切ること、そして二つ目がブルボネ・セネシャル *sénéchal de Bourbonnais* としてブルボン公軍を取り仕切っていたジャック・ド・シャバヌ *Jacques de Chabannes* と、ブルボン私生児ギイをイングランド軍との戦闘地であるガティネに送ることであった⁽³³⁾。こうして国王は、ブルボン公の軍事力強化を抑制しようとしたのである。

しかし、同様の問題は1439年9月のモー攻囲戦の場において再び表面化する。フランス軍はイングランド軍によって支配されていたモーの街を、攻囲し取り戻そうとしていた。侵攻に際して、国王は中部フランスで略奪をおこなっていた「追剥団」らに、モーでの戦闘に参加させることを考える。「追剥団」隊長の多くは、ブルボン公と親交があったので、国王は公に対して、彼らの部隊を戦地に向かわせるように要請した。しかし、ブルボン公は隊長らにその由を伝えはしたものの強制はせず、むしろその必然性はないとのことを伝えた。結果、「追剥団」はその後も各地で略奪を続け、最終的にモーに到着したのは3ヶ月後であった⁽³⁴⁾。

以上のように、ブルボン公の「追剥団」や「野武士団」を取り込んだ軍事力は、常に国王に対して脅威を与えていた。それゆえ、オルレアン勅令には実質、国王の意図からして、ブルボン公を含めた諸侯の軍事力強化に対する抑制という指向も含まれていたと考えられる。

都市民からの支持、宮廷の有力者であるシャルル・ダンジューの指導、さらには国王の諸侯に対する対応という以上の三つの要素から、ブルボン公の意思に反して、オルレアン勅令は公布に至った。しかし、重要なのは、国王がブルボン公に対して厳しい措置に踏み込んだこと、そしてブルボン公よりも、シャルル・ダンジューと都市民の意思を尊重したことである。この時点で、かつて「血統親王」として政治の中心にいたブルボン公の宮廷での役割は、国王と関係を密にする者たちの台頭によって相対化されてしまった。ブルボン公はオルレアン勅令自体にのみ不満を抱いていたわけではなく、宮廷あるいは国政における自らの役割や立場が、曖昧となっていたことに対しても不満を抱いていたのである。つまり、「血統親王」としての自負心こそが、ブルボン公の不満を駆り立てていたといえるであろう。

ブルボン派對アンジュー派

もうひとつの要素としてあげられるのが、王国宮廷の官職をめぐる綱引きである。王国行政を司る国王顧問官 *conseiller du roi* は宮廷内における要職であり、彼らの選抜は国政そのものに直接作用する。顧問官の選抜に関して、ピエール=ロジェ・ゴサン *Pierre-Roger Gausson* の研究によると、シャルル7世治世において、国王顧問官に就任するために重要視された条件は、まず国王の家系に属していること、国王の個人的クリアンテルであること、会計・法律などの専門知識を

持っていること、そして最後に諸侯のクリアンテルであることであった⁽³⁵⁾。諸侯の家臣層において、専門知識を身につける以外に国王顧問官の職に就任する方法は、唯一封主である諸侯のクリアンテルになることであった。

実際に、ジルベール・ド・ラ・ファイエット Gilbert de la Fayette とジャック・ド・シャバンヌはブルボン公のクリアンテルを利用して王国での官職を得た者たちであった。ラ・ファイエットはまずブルボン公の宮廷でブルボネ・セネシャルの職を担い、その後ルアン・バイイ Bailli de Rouen の職に就く。次いで 1420 年にフランス元帥 *maréchal de France* に昇格するとともに⁽³⁶⁾、顧問官としての職務も兼任するようになり、ラ・ファイエットは以後国王顧問会議にしばしば出席するようになる。ジャック・ド・シャバンヌも同じく、ブルボネ・セネシャルを経験した後に国王顧問官へ就任している⁽³⁷⁾。

かねてより、上で示したようなブルボン公を仲介とした王国官職への就任は、ブルボン公の臣下たちにとって貴重な昇進への道であった。さらに言えば、この昇進の可能性こそが、忠誠心が低く一体性を欠いた「ブルボン国家」内の家臣たちをブルボン公へ惹きつける有効な手段ともなっていた。それゆえ、ブルボン公にとって王国官職就任への道程を確保することは、「ブルボン国家」の統制における優先事項であった⁽³⁸⁾。

しかし、シャルル・ダンジューがシャルル 7 世の寵愛を獲得して以降、兄ルネ・ダンジュー、母であるヨランド・ダラゴン Yolande d'Aragon を含め、ジャン・ド・ブイユ Jean de Bueil、ベルトラン・ド・ボーヴォー Bertrand de Beauveau、そしてピエール・ド・ブレゼ Pierre de Brézé といった多くのアンジュー公宮廷出身の者たちが、徐々に王国宮廷へ進出し始める⁽³⁹⁾。宮廷におけるアンジュー派勢力の拡大は、ブルボン公とその臣下らにとって由々しき問題であった。つまりは、アンジュー派の者たちに押されることで、歴代ブルボン公らによって築き上げられてきた昇進への道が縮小し、消滅してしまうのではないかという危惧を、彼らは抱いていたわけである。そして実際に、その懸念が現実のものとなる。

宮廷に仕えていたブルボン派の二人、ジャック・ド・シャバンヌとラ・ファイエットが反乱の直前に王国宮廷から遠ざけられることとなった。前者は 1439 年 2 月 2 日トゥールーズ・セネシャルに⁽⁴⁰⁾、後者は同年 3 月 3 日にボーケール・セネシャルに任命された⁽⁴¹⁾。二人の人物の左遷は、王国宮廷におけるブルボン公勢力の衰退と、王国官職就任への道が縮小したことを暗示していた。こうしてブルボン公の不満が煽られることとなる。

ここでプラグリーの乱の原因と、ブルボン公が求めていたものをまとめてみよう。第一にブルボン公は、宮廷における自らの役割や立場が相対化されていることに対して不満を抱いていた。それは「血統親王」であるという自負心から生まれたものであり、自らの立場にふさわしい役割を得ることこそ、ブルボン公が求めた第一の目的であった。第二に、公は王国官職がアンジュー派の者たちによって独占されつつあることに危機感を抱いていた。それはブルボン公自身が宮廷での立場を失うだけでなく、「ブルボン国家」の統制にもかかわる緊急の事態であった。ゆえにブルボン公のなすべき課題は、王国宮廷内での官職を確保し、家臣らに昇進の道を保障してやることであった。

以上のような下地のもとで、1439年11月にオルレアン勅令が發布され、諸侯らの不満は頂点に達し反乱が引き起こされた。このように反乱の原因を再検討してみると、ブルボン公はシャルル7世の寵愛者たちを国政の場から排除することと、王国再建を掲げながらも、何よりもまず既得権の保護を求めていることがうかがえるのである。

2. 反乱の結末

2月17日プロワでブルボン公、アランソン公、ヴァンドーム伯、オルレアン私生児ジャン Jean, bâtard d'Orléans, そしてショーモン卿 sire de Chaumont, プリ卿 sire de Prie らによる協議のもとで反乱の実行が決められた。会談の直後、アランソン公がニオールにいた王太子ルイを説得し味方に引き込んだ⁽⁴²⁾。こうして本格的に反乱が始動する。だが、都市の支持と援助を得た国王軍は各都市で諸侯らの軍隊を圧倒し、わずか五ヶ月で反乱を鎮圧する⁽⁴³⁾。その間、二度に渡って和平交渉が行われた。会談の成果はブルボン公にとってどのようなものであったのだろうか。まずは二つの交渉で話し合われた内容を整理しておく必要があるだろう。

二つの和平交渉

一度目の和平交渉はブルゴーニュ公の使者であるベルトランドン・ド・ラ・プロキエール Bertorandon de la Broquière の仲裁のもとで行われた。中立の立場にいたブルゴーニュ公は、以前から国王に対して諸侯らとの和解を促していたが、反乱軍が抵抗姿勢を崩さなかったため成果なく頓挫していた。しかし、王国軍がブルボネ地方に進出し、サン=ポルソンを攻囲した時点でブルボン公は、国王との対話が必要であると判断し、ブルゴーニュ公に仲裁を頼んだ。そこで国王のもとに派遣されたのがラ・プロキエールであった。彼は国王のもとを訪れ和平交渉の開始を求めた。こうして第一回目の交渉がクレルモンの郊外で始まる⁽⁴⁴⁾。

まず国王側から6つの条件が出された。各要求の内容をまとめてみよう。第一条で、国王は諸侯らに対して自らの服従のもとに帰すること、そして、すべての戦闘行為を停止し、軍隊を解散させることを求めた。同時に、法に反して国王の許可なく軍隊を召集し、戦闘行為を行ったものは、すべての所領と財産がはく奪されることを確認している。第二条では、王太子が国王の服従のもとに帰することを望み、諸侯らには王太子が国王のもとに戻るよう促すことが求められた。第三条で、国王は反乱加担者の身柄を引き渡すことを求めた。具体的には、王太子やブルボン公らに反乱を起こすよう唆したと国王がみなしている者たち、すなわちラ・トレムイユ卿 sire de la Trémoille, ショーモン卿, プリ卿, サン=ピエール卿 sire de Saint-Pierre, モントウジャン殿 seigneur de Montejean, ジャック・ド・シャバンヌ, ジャン・ド・ラ・ロッシュ Jean de la Roche, ジャン・サングリエ Jean Sanglier, ブーシコー Bouciquaut と、アンジェで国王に臣従を誓った隊長たちである。第四条では、戦時に奪った捕虜や財産などすべての物を返還することを要求した。第五条では、諸侯らが所有していたすべての城塞、都市、すなわち、ロッシュ、サンクワン、ドム、サン=ポルソン、サンセールを国王に返還すること、さらに王太子の所有地と

財産、そしてコルバイユ、ボワ・ド・ヴァンセンヌ、ブレ=コント=ロベールも国王に返還することを求めた。最後に第六条では、上記の条項が堅実に実行されることを求めた⁽⁴⁵⁾。

以上が国王から反乱者側に出された和平の条件であった。次に反乱者側の代表として国王のもとを訪れていたブルボン公とアランソン公が、王からの提言に応える。

まず、諸侯らは常に国王が自らの宗主であることを認め、国王につき従うことを望むと応えた。第二に、常に国王の従者であること、王国の法を自らの所領において享受すること、そして自らの軍隊を国王に託すことを約束する。一方で、国王の軍隊を動かさうる隊長職には、国王の家臣からだけでなく、諸侯らのもとからも選ばれるべきことを提案した。第三に、王太子を国王のもとへ参上させ、従属を誓うように説得することを約束する。第四に、諸侯らは反乱軍の隊長らに対して、国王から赦免が与えられるよう切望している。第五に、例外なく戦時に捕虜にした者たちをすべて解放することを約束した。最後に、獲得あるいは所有していた土地に関して、サン=ポルソン、サンクオワン、そしてサンセールと、王太子が所有していたものを国王のもとに返還することを約束した。だが、ロッシュ、ドム、に関しては所有者である諸侯らに残されるよう嘆願し、一方、ブルボン公が所有していたコルバイユ、ボワ・ド・ヴァンセンヌ、そしてブレ=コント=ロベールは、ブルボン公と国王との個人的な対話のもとで返還することを約束した⁽⁴⁶⁾。

国王そして反乱者、互いの要求を照らし合わせ、合意点を探ってみよう。一つ目、国王は諸侯らに対して従属を求め、諸侯らもそれに応じている。二つ目、軍隊に関して国王は、先に出されたオルレアン勅令をもとに、諸侯らに対して自らの許可なしに軍隊の召集を禁ずる由を述べている。対して諸侯らは、軍隊を国王に預けることを許容しつつ、それを動かさうる隊長職には、国王からとともに諸侯の臣下の中からも選抜されることを要求している。三つ目、両者は王太子を国王のもとに戻すことで合意している。四つ目、国王は反乱加担者を差し出すことを求めたが、諸侯らは、彼らに対して国王からの赦免が与えられることを望んだ。五つ目、両者ともに捕虜の解放を約束した。六つ目、ブルボン公らは国王に返還を要求された土地に関して、ロッシュ、ドムには手をつけず残されることを望み、コルバイユ、ボワ・ド・ヴァンセンヌ、そしてブレ=コント=ロベールに関しては、返還をブルボン公との話し合いの後に行うとしている。

以上が最初の和平交渉で見つけられた両者の合意点である。しかし、この交渉は最終的に決裂してしまう。というのも、会談の場になかった王太子が後に、国王の提言に対して、否定的な見解を示し、新たな要求をしたためであった。内容は、まずブルボン公ら反乱の主要メンバーに加え、すべての反乱加担者に対して国王から赦免が与えられることを求めた。次にドーフィネの所有権、ラングドック、ギューエンヌ、あるいはイル・ド・フランスにおける統治権の譲渡を要求した⁽⁴⁷⁾。王太子が提示した条件は、国王側としては到底受け入れることのできない過度の要求であり、それが原因となって、国王とブルボン公らの交渉も決裂してしまうこととなった。こうして、再び国王軍と反乱軍との戦闘が開始される。

だが、反乱軍側は相変わらず国王軍の前に歯が立たず、都市から都市へ後退を続けるばかりであった⁽⁴⁸⁾。そしてわずか一ヶ月後の7月15日に、今度はウ伯の仲介のもと、キュセで和平交渉

が始まる。具体的な交渉の過程や両者の提言はわからないが、国王との和解の状況は以下のとおりである。

まず、王太子とブルボン公はキュセの街に入ると、そのまま国王の邸宅に向かった。彼らは国王の部屋を訪れ、三度跪き恭しく国王に祈りを捧げ、彼の怒りが沈められるように懇願した。その後ブルボン公は国王へコルベイユ、ボワ・ド・ヴァンセンヌ、サンセール、ロッシュ城を返還することを約束した。一方、国王は上記の土地が返還されるまで、軍隊をブルボネ、オーヴェルニュから撤退させないと宣言した。続けて国王は、アランソン公、ヴァンドーム伯、そして王太子とその他のいく人かの貴族たちに赦免を与えた。さらに、王太子そしてブルボン公が国王のもとを訪れ恭しく従属を誓ったことに対して、王はそれを受け入れすべてを許した。最後に、すべての戦闘行為の停止を命じ、あらゆる人、家畜、財産の侵奪を禁じ、互いに、どんな警戒心もなく、安全確実に交流できるよう、いかなる略奪行為をも禁じることを命じた⁽⁴⁹⁾。

最初の和平交渉とキュセでの和解の状況を比較してみよう。合意点としてあげられるのは、まずブルボン公から国王への土地の返還である。一回目の交渉で返還か否かが争点となっていたロッシュを国王に譲り渡すことを約束していることは、反乱者側にとって大きな譲歩といえるであろう。戦争行為、略奪、捕虜の禁止などは、両者にとって有益な合意であった。その他、初めの交渉では軍事面の問題に関して折衝が重ねられたが、二度目の交渉の場面においては、この議題は取り上げられていない。

このように、和解の状況を見てみても、やはり敗戦者側であるブルボン公は国王からの要求を受け入れざるを得なかった部分が多く、彼が反乱によって求めていたものを得ることができたとは言いがたい。唯一ブルボン公ら反乱者側が得たものといえば国王からの赦免であった。二度の和平交渉ともに、この問題が取り上げられていたことが示すように、両者の和解において、赦免を与えるか否かは重要な意味を持っていたといえる。というのも、クレルモン郊外で行われた和平交渉で触れられていたように、反乱直前に出されたオルレアン勅令の第三項によると、反乱等の大逆罪 *lèse-majesté* を犯した者は財産が没収されることが規定であった⁽⁵⁰⁾。しかし、国王は実際には彼らに対して赦免を与えた。それはなぜであろうか。

国王からの赦免

マリ＝テレーズ・キャロン Marie-Thérèse Caron は、ブルボン公が持っていた国王との近親性が赦免の最大の理由であったと述べている⁽⁵¹⁾。初めの和平交渉の際に、国王は諸侯らの責任を問わず、ラ・トレムイユやショーモンらが王太子やブルボン公らを唆したとして、彼らの身柄引き渡しを求めている⁽⁵²⁾。さらにもう一つ、二回目の交渉に際して、国王は王太子に随伴していたラ・トレムイユ、ショーモンそしてプリが、キュセにいる自らのもとを訪れることを拒否した。最終的には彼らには赦免が与えられず、自らの所領に引き返すことだけは許された⁽⁵³⁾。これらの行動からみても、国王としては少なからずブルボン公との近親性を意識して赦免を与えたといえるであろう。

しかし、赦免には国王からの慈悲以外に、与えざるを得なかったという必然的な理由も内在し

ていたと考えられる。最初の理由としてあげられるのが、「ブルボン国家」の独自性である。1364年にブルボン公となったルイ2世 Louis II, duc de Bourbon の治世から、「ブルボン国家」は徐々にその独自性を打ち出していった。1374年ブルボン公宮廷があったムーランに会計検査院 chambre des comptes を新たに創設し、支配圏内の財政組織を整えたことはそれを明確に表している。その他、公独自の顧問官らは「ブルボン国家」内の行政を担っており、またブルボン公の封臣である城主らは、領内の地方統制の役割を託されていた⁽⁵⁴⁾。オリヴィエ・マッテオーニ Olivier Matteoni が行った「ブルボン国家」に従事する役人に関する研究によると、ブルボン公宮廷内の役人から地方の城主に従事する下級役人まで、彼らすべての任命権はブルボン公自身にあったとしている⁽⁵⁵⁾。

このように、「ブルボン国家」は確固とした統治組織を備えており、ブルボン公を中心に機能していた。それゆえ、領土の没収によって国王が所有者になったとしても、「ブルボン国家」の組織自体を変えることはできず、またそこからブルボン公自身を排除することも不可能であった。

二つ目の理由は広い領土の管轄にかかわる。王国の地方統治の視点に立つと、国王側としてはむしろ、「ブルボン国家」の機能とブルボン公自身を、地方支配の統括者としてうまく利用することが必要であった。このような分割統治の意図は、国王が行ったブルボン公へのオーヴェルニュ移譲の状況においても見て取れる。

1400年ブルボン公ルイ2世の息子クレルモン伯ジャン Jean, comte de Clermont (後のブルボン公ジャン1世)とベリー公ジャン Jean, duc de Berry の娘マリー Marie de Berry との結婚に際して、ブルボン公はオーヴェルニュ公領、モンパンシェ伯領をアパナーージュとして国王から受け取る約束をした⁽⁵⁶⁾。1416年ベリー公ジャンが死去したことによって、二つの支配圏はマリー・ド・ベリーの夫であり、父ルイ2世のあとを継いでいた新しいブルボン公ジャン1世に譲られるはずであった。しかし、国王は先の契約を無視し、オーヴェルニュとモンパンシェを統合してしまった⁽⁵⁷⁾。

その後、間欠的にオーヴェルニュの継承権は両者の間で問題となっていたのであるが、1425年6月4日国王は二つの所領を正式にブルボン公に譲り問題は解決した⁽⁵⁸⁾。同日、国王はオーヴェルニュのノエット城に駐留していたラ・ファイエット元帥に、その城をブルボン公妃マリー・ド・ベリー（彼女は当時夫であるブルボン公ジャン1世がイングランド軍の捕虜となっていたことから、「ブルボン国家」の行政を担っていた）に明け渡すよう命じた⁽⁵⁹⁾。こうして実質的に上記の所領が、ブルボン家へ引き渡されることとなる。

一方で、国王は譲渡の条件として、男系継承者の断絶後、所領は国王のもとに戻されるというアパナーージュ既定の厳守を言い渡した⁽⁶⁰⁾。1426年8月3日には、国王はマリー・ド・ベリーに対して、モンパンシェ伯領、ティエール男爵領、そしてフォレ伯領とボジョレー伯領から上がる税金から、年金として2,000リーブルを与えることを約束した⁽⁶¹⁾。さらに1434年には、国王はブルボン公に対してオーヴェルニュ上訴法廷を扱うことのできる権利を付与している⁽⁶²⁾。

このように国王は、ブルボン公に対するオーヴェルニュ公領、モンパンシェ伯領の譲渡を行う

に際して、様々な譲歩をしていく。一方で国王は必ず条件として、アパナーージュ既定や課税権、上級裁判権を確保していた。そうすることで当該地へ介入する余地を残していたわけである。つまり、国王は地方行政における必要最低限の権利を保持しながら、他の統治権をブルボン公へ譲り渡すという柔軟な地方統治の手法を用いていたのである。

以上のような理由から、国王としてはブルボン公に対して赦免を与えざるを得なかった。一方で、この赦免こそは諸侯らがブラグリーの乱で獲得した最大の利益であり、また国王側が行った最大の譲歩であった。なぜなら、国王は大逆罪という王国内で最上級の犯罪に対して赦免を与えた。諸侯側としては、以後この前例において、ある程度罪を恐れずに、国王に対して異議申し立てを行うことができる。いわば、反乱によって大逆罪に関する基準に、一つの線が引かれたといえるであろう。こうしてブルボン公は、ブラグリーの乱をへて「抵抗権」とも呼べる権利を獲得したのである。

ブラグリーの乱終結に際して、国王とブルボン公との間で得られた最終的な合意点は赦免にあった。しかしながら、それはあくまで両者間における妥協でしかなく、根本的な解決はここでは持ち越されることとなった。

3. 達成された目的

ブラグリーの乱以後、ブルボン公はキュセで得た「抵抗権」をもとに、他の諸侯と連携を取りながら、現行の政治体制に対する異議申し立てを続けていく。それゆえ、1445年まで彼は王国宮廷に姿を現していない。逆にいえば1445年にブルボン公は国政の場に戻ってきた。なぜ、どのようにして公は宮廷に帰還したのであろうか。

「抵抗権」の行使

和解が成立した直後から、ブルボン公は他の諸侯らと連携を取り新たな抵抗運動への準備を始める。1441年4月先の反乱でも協力者であったブルターニュ公との協調関係を更新する⁽⁶³⁾。同時に、ブルゴーニュ公を中心に組織されていた諸侯らの同盟にも参加することになる。

アラスの和約での約束をなかなか実行しない国王に対して不満を抱いていたフィリップ・ル・ボンは、1440年12月に捕虜生活から解放され、フランスに帰還したばかりのシャルル・ドルレアン Charles d'Orléans と同盟関係を結ぶ。1441年3月には、ブラグリーの乱に加担していたアランソン公とブルターニュ公が、彼らに対する協調を表明した。こうして諸侯らは再び国王に対して異議を唱えるための体制を形作りつつあった⁽⁶⁴⁾。そして翌月の4月に、ブラグリーの首謀者であったブルボン公が、ブルターニュ公との協調を再確認するとともに、この同盟へ参加したのである。

1442年1月29日ブルゴーニュ公を筆頭にヌヴェールで一つの協議が行われた。そこには協調関係を確立していた諸侯らに加え、ブラグリーの乱にも参加していたヴァンドーム伯、そして先の反乱では途中で身を引いたデュノワ伯、また仲裁役を担っていたウ伯がヌヴェールでの集会に

参加した。彼らは連名で国王に対してひとつの抗議文書を作成し提出した。文書の中で連盟者らは再び、国王とその寵臣らによって取り仕切られている王国行政に対して、異議申し立てを行ったのである。さらに各諸侯は国王に対して自らの立場に即した要求を行った。ブルボン公自身は減額された年金の増額を要求している⁽⁶⁵⁾。

だが、最終的にはこの交渉においても、寵臣らの排除には至らなかった。国王と諸侯たちのやり取りは、イングランド軍討伐のためタルタスに向かう予定であった国王の都合に合わせてことになり、常に国王側のペースで行われた。さらに国王は各諸侯への年金増額などの妥協案を示し、彼らの要求の核心には触れず、徐々に骨抜きにしていた。ブルボン公も国王から毎年 14,400 フランという年金の増額が提案され、さらに未払いであった昨年一月からの年金総額 9,000 フランも国王から支払われることが約束された⁽⁶⁶⁾。だが、頓挫したヌヴェールでの謀議の後も、ブルボン公は、1442 年 3 月 25 日シャロンでブルゴーニュ公、サヴォワ公 duc de Savoie、クレルモン伯ジャン Jean, comte de Clermont (後のブルボン公ジャン 2 世)、そしてヌヴェール伯 comte de Nevers らとともに会談を行うなど、国王に対して抗議を行うスキを狙っていた⁽⁶⁷⁾。

一方で、双方は問題解決に向けて軍事面における歩み寄りを見せ始める。まず、シャルル 7 世はブラグリーの乱以降滞っていた軍事改革を再開しようとする。1443 年から 1444 年にかけて勅令隊創設の構想とともに、隊長職の候補が選抜された。その中にブルボン公自身とブラン・ルー Blain Loup、アントワヌ・ド・シャパンヌ、そしてジャン・ド・ブランシュフォール Jean de Blanchefort と 4 人のブルボン派閥出身の者が含まれていた⁽⁶⁸⁾。隊長職の選抜に関しては、ブラグリーの乱における一回目の和平交渉において問題となっていた⁽⁶⁹⁾。その後キュセでの和解においては話題に上がらなかったが、諸侯らのクレルモン郊外での提案はここで反映されることとなる。

一方ブルボン公側は、王太子と国王自身が行った対外遠征に自らの軍を派遣する。1444 年 3 月 28 日トゥールにてイングランド軍との休戦条約が結ばれた直後、国王からの命を受けた王太子はスイスへと軍事遠征に向かう。それは、スイスのカントンの反乱に窮していたオーストリア公の援助要請に応じて行われたものであった⁽⁷⁰⁾。国王にとって、対外遠征は「野武士団」をはじめ、未だ王国内に跋扈していた軍隊をまとめあげるよい機会であった。こうしてスイス遠征軍が編成されたのであるが、召集された軍隊の中には、ブラグリーの乱でブルボン公軍の中核として働いていた部隊が含まれていた。ジャン・ダプシエ Jean d'Apchier、フランソワ・ダプシエ François d'Apchier、ジャン・ド・ブランシュフォール、グティエ・ド・ブルザック Gautier de Brusac、ブラン・ルー、さらにはブルボン公の二人の息子ピエール・ド・ボージュール Pierre de Beaujou とクレルモン伯もこの遠征に参加している⁽⁷¹⁾。

その間、国王自身はシャルル・ダンジュエを中心とした側近連中を連れて、アルザス・ロレーヌへ、神聖ローマ帝国との境界線付近における領主らの係争を治めるために遠征を行う。遠征軍の中には、ブラグリーの乱直前に宮廷から排除されていたラ・ファイエットの姿があった⁽⁷²⁾。

勅令隊隊長への就任

二つの遠征後の1445年3月、ナンシーにおいて発布された軍事改革に関する一つの王令とルピイール＝シャテル王令 Ordonnance de Louppy-le-Châtel、この二つの王令によってオルレアン勅令を機に進められてきた軍事改革に一つの形が与えられた⁽⁷³⁾。内容をまとめると、アルザス・ロレーヌ遠征の部隊を再編成し、フランス国王直属の軍隊を作り上げることを目的とし、彼らには俸給が支払われるかわりに、常に軍事行動を行うことができる準備をしておく義務が与えられた。集められた軍人の中から優秀な1500の兵士が選抜され、彼らは15人の隊長のもとに編成される⁽⁷⁴⁾。

その他、各ランスの編隊も書かれているが、ナンシーでの軍事改革の要点は国王直属の隊長を中心に王国軍を創設することであった。特徴的なのは勅令隊の維持に際して国王から直接俸給が支払われるところにあり、ここが機能しなくなっていた封建軍と大きく異なる。

そして、軍隊編成において重要な要素となるのが、隊を管理し作戦を指揮する隊長職の選抜であった。では、1445年の勅令隊創設の場面において隊長職に選抜されたのは誰であったのだろうか。この段階では実際5人の人物しか勅令隊隊長職には挙がっていなかった⁽⁷⁵⁾。未だ選抜には時間を有する段階であったのであろう。

早々に決められたこの5人の中に、ブルボン公の姿があった⁽⁷⁶⁾。それは異例のことであったと思われる。なぜなら、ブルボン公はプラグリーの乱以降宮廷に姿を現さず、それどころか反乱後も幾度となく抗議の姿勢を示してきた。ゆえに、ブルボン公を軍事改革の要職である隊長職に任命したことは、国王からブルボン公になされた譲歩であり、和解のための一つの提案であったと考えられる。ブルボン公はこの提案を受け入れ隊長職に就任した。その後、彼は顧問官として国王顧問会議にも再び参加することになる⁽⁷⁷⁾。こうしてブルボン公の宮廷への復帰がなされた。

ブルボン公の隊長職への就任とともに、ブルボン派のいく人かが勅令隊の編成に組み込まれる。たとえばジャック・ド・シャバンヌは勅令隊隊長となったブルボン公の代行官としての役職に付き⁽⁷⁸⁾、ブラン・ルーやジャン・ダブシエは他の勅令隊隊長の代行官、あるいは分遣隊の隊長の職に就任している⁽⁷⁹⁾。

さらに見てみると、その後ブルボン家と先のシャバンヌ家は、勅令隊隊長の職に多くの人材を派遣するようになる。たとえばブルボン家であれば、ブルボン公シャルル1世、シャルルの息子で後にブルボン公となるジャン2世、そしてジャンの弟であるピエール・ド・ボージュールが隊長職に就任する。またブルボン公の私生児としてはマテュー Mathieu、シャルル Charles、ルイ Louis が、傍系ではヴァンドーム伯フランソワ François, comte de Vendôme、モンパンシェ伯ジルベール Gilbert, comte de Montpensier なども同職へと就任している。一方、シャバンヌ家では兄のジャックから弟のアントワヌへ、アントワヌの死後は息子のジルベール Gilbert de Chabannes がこの隊長職を引き継ぐ⁽⁸⁰⁾。以上ようにブルボン公の勅令隊隊長職の獲得以後、王国の軍事部門における官職は、ブルボン派の者たちが進出する新たな昇進先となる。

ブラグリーの乱終了後も、軍事行動は伴わないもののブルボン公の抵抗姿勢は変わらなかった。だが、結局シャルル・ダンジューを中心としたシャルル7世の寵臣たちを、国政の場から排除することはできなかった。一方で、続けてきた抗議は功を奏し、1445年ブルボン公は勅令隊隊長に任命された。公は王国宮廷における新たな地位と役割を獲得することとなり、さらには隊長職の権限に伴う形で、封臣たちに新たな昇進先を提示することもできた。こうして、ブラグリーの乱において求められてきたブルボン公の要求は、形を変えて達成されることとなったのである。

おわりに

ブラグリーの乱においてブルボン公は確かに敗者であった。だが、その立場はこれまで述べられてきたような、国王に対する従属性が強調されるようなものではなかった。キュセでの和平交渉において、国王からブルボン公へ与えられた赦免は国王側の妥協を示すものであり、それはむしろ公に対して有利にはたらいっていたといえる。さらに言えば、赦免から得た有利な条件を利用して、ブルボン公は新たな抗議活動を行い、最終的には王国軍事の責任者である勅令隊隊長職を手に入れるに至る。このように、ブラグリーの乱の結果のみに注目してみると、国王側の優位性が浮かび上がるのであるが、実際1445年の勅令隊創設の場面まで視野を広げてみると、反乱でのブルボン公の敗北は一時的なものでしかなく、最終的にはその成果をある程度得ることができたわけである。

国王側はオルレアン勅令とともに一つの指針を示した。一方、ブラグリーの乱とその後の抗議活動によって、ブルボン公を含めた諸侯らも国王に対する一つの立場を表したといえる。こうして双方の立場が改めて確認されることとなり、新たな関係を構築していくための対話が始まる。ゆえに、ブラグリーの乱はやはりフランス王国の国制が変わる一つの転換点であったといえるのであるが、変化は一方的な王権の伸長に導かれるものではなかった。それは、ブラグリーの乱をブルボン公の視点から見ることで理解できるであろう。すなわち、国王は諸侯との協調のもとにその存在意義を高めていくわけであり、一方諸侯側も王国内での役割を自主的に求め、手に入れることで自らの存在意義を見出していく。このような、双方の協調関係と諸侯側から王権を求めるベクトルこそが、凝集力を生み出し、中世末期におけるフランス王国を形作っていくのである。

しかし、ここでの顛末はあくまで体制変化に向けた、国王と諸侯との対話の始まりでしかなかった。諸侯らの「抵抗権」は未だ行使しうる権利として残っていたわけであり、きっかけがあれば彼らの不満は、再び燃え上がる可能性を秘めていた。そして、1464年国王ルイ11世の親政から諸侯らはもう一度立ち上がる。いわゆる公益同盟戦争が始まることとなる。

注

(1) 「ブラグリー」という名は、この反乱の少し前にチェコで起きたフス戦争を思い起こさせることか

- ら、その中心地であったブラハの名前をとって付けられた Jean Chartier, *Chronique de Charles VII, roi de France*, Auguste Vallet de Viriville (éd.), t. I, Paris, 1858, p. 258.
- (2) Thomas Basin, *Histoire de Charles VII*, Charles Samaran (éd.), t. I, Paris, 1964, pp. 257–259.
 - (3) André Leguai, «Les «États» princiers en France à la fin du moyen âge», *Annali della Fondazione italiana per la storia amministrativa*, t. 4, 1967, p. 133.
 - (4) *Ibid.*, p. 157.
 - (5) Jean Kerhervé, *Histoire de la France : la naissance de l'État moderne 1180–1492*, Paris, 1998, pp. 224–228.
 - (6) Claude Gauvard, *La France au Moyen Âge du V^e au XV^e siècle*, 1996, Paris, pp. 478–482.
 - (7) Gaston du Fresne de Beaucourt, *Histoire de Charles VII*, t. III, Paris, 1885, chap. III ; マルコン・ヴェールは長く受け入れられてきたこの主張を正当化している Marcon Vale, *Charles VII*, 1974, London, p. 71.
 - (8) Robert Favreau, «La Praguerie en Poitou», *Bibliothèque de l'école des chartes*, CXXIX, 1971, p. 301.
 - (9) André Leguai, *Les ducs de Bourbon pendant la crise monarchique du XV^e siècle : contribution à l'étude des apanages*, Paris, 1962, pp. 163–172.
 - (10) André Leguai, *Le Bourbonnais pendant la Guerre de Cent Ans : de la seigneurie à l'État*, Moulins, 1969, pp. 372–377.
 - (11) 最後のブルボン公シャルル3世、通称ブルボン大元帥は国王フランソワ1世(1515–1547)に追放されるまで、その役職のもと王国宮廷の中心人物として活躍していた Denis Crouzet, *Charles de Bourbon : connétable de France*, Paris, 2003.
 - (12) 14・15世紀における「ブルボン国家」の統治機構の発展に関しては、Olivier Mattéoni, *Servir le prince : les officiers des ducs de Bourbon à la fin du moyen âge 1356–1523*, Paris, 1998 が詳しい。
 - (13) 中世後期フランスにおける諸侯と領邦への注目はエドワール・ペロワ Édouard Perroy の論文, “Feudalism or principalities in fifteenth century France”, *Bulletin of the Institute of Historical Research*, No. 20, 1943–1945, pp. 181–185 から始まり、ルゲの王国と「諸侯国家」との紐帯に関する研究へとつながる André Leguai, «Royauté et principautés en France aux XIV^e et XV^e siècles : l'évolution de leurs rapports au cour de la guerre de Cent Ans», *Le moyen âge*, 5 série, N°102, 1995, pp. 121–135. その後は、各領邦の独自性を追求した研究が進む一方で、地方史研究と王権の伸長とを結びつけ新たな国制像を探る作業は、未だ課題として残されている。
 - (14) ルシアン・ベリーの『アンシャン・レジーム事典』によると、「血統親王」とは、正当な婚姻から生まれ、王位を継承する資格を有するユーク・カペーの男系子孫の集団である Lucien Bély, *Dictionnaire de l'ancien régime : royaume de France XV^e–XVIII^e siècle*, Paris, 1996, pp. 1018–1019. 当時の「血統親王」としては、アランソン公、アンジュー公、ブルゴーニュ公、オルレアン公、そしてブルボン公の5人が挙げられる Hippolyte Dansin, *Histoire du gouvernement de la France : pendant le règne de Charles VII*, Genève, 1974, pp. 263–264.
 - (15) Guy Duboscq, «Charles d'Anjou et la possession du comté du Maine», *Province du Maine*, t. XV, 1935, pp. 8–16.
 - (16) シャルル6世治世における国政に関しては Bernard Guenée, *Un meurtre, une société : l'assassinat du duc d'Orléans 23 novembre 1407*, 1992, Paris ; Michel Nordberg, *Les ducs et la royauté : étude sur la rivalité des ducs d'Orléans et Bourgogne 1392–1407*, Uppsala, 1964 ; Bertrand Schnerb, *Les armagnacs et les Bourguignons : la maudite guerre*, Paris, 1988 が詳しい。
 - (17) G. du Fresne de Beaucourt, *Histoire de Charles VII*, t. III, pp. 32–66.
 - (18) Auguste Vallet de Viriville, *Histoire de Charles VII : roi de France et de son époque (1429–1444)*, t. II, Paris, 1863, p. 405 ; Bernard Chevalier, «Un tournant du règne de Charles VII : le ralliement des bonnes villes à la monarchie pendant la Praguerie», dans *Les bonnes villes, l'État et la société dans la France de la fin du XV^e siècle*, Orléans, 1995, p. 155.

- (19) D-F. Secous et al (éds.), *Ordonnance des roys de France de la troisième race*, t. XIII, Paris, 1782, pp. 306–313.
- (20) Alexandre Tuetey, *Les écorcheurs sous Charles VII*, Montbeliard, 1874, pp. 3–14.
- (21) *Ordonnance des roys de France de la troisième race*, t. XIII, pp. 306–313.
- (22) *Ibid.*, p. 306.
- (23) *Ibid.*
- (24) またブルゴーニュ地方における「追剥団」による被害に関しては、Joseph de Fréminville, *Les écorcheurs en Bourgogne, 1435–1445 : étude sur les compagnies franches au XV^e siècle*, Dijon 1888 が詳細な研究を行っている。
- (25) Bernard Chevalier, *Les bonnes villes de France du XIV^e au XVI^e siècle*, Paris, 1982, pp. 93–100.
- (26) *Ordonnance des roys de France de la troisième race*, t. XIII, p. 306.
- (27) たとえば、ブルボン公が 14,000 リーブル、ヴァンドーム伯が 6,000 リーブルの年金を受け取っているのに対して、シャルル・ダンジューが 24,000 リーブルもの年金として受け取っていた Pierre-Roger Gaussin, «Les conseillers de Charles VII (1418–1461)», *Francia*, t. 10, 1982, pp. 91–92.
- (28) M. Huillard-Bréholles, *Titres de la maison ducal de la Bourbon*, Paris, 1867–1882, n° 5435.
- (29) J. Chartier, *Chronique de Charles VII*, t. 1, pp. 215–216.
- (30) *Chronique Martiniane, édition critique d'une interpolation originale pour le règne de Charles VII, restituée à Jean le Clerc*, Pierre Champion (éd.), Paris, 1907, p. 36.
- (31) M. Huillard-Bréholles, *Titres de la maison ducal de la Bourbon*, n° 5538.
- (32) Perceval de Cagny, *Chroniques*, Henri Moranvillé(éd.), Paris, 1902, pp. 233–234 ; Jules Quicherat, *Rodrigue de Villandrando : l'un des combattants pour l'indépendance française au quinzième siècle*, Paris, 1879, pp. 140–141 ; A. Leguai, *Les ducs de Bourbon pendant la crise monarchique du XV^e siècle*, pp. 157–158.
- (33) J. Quicherat, *Rodrigue de Villandrando*, p. 142.
- (34) Mathieu d'Escouchy, *Chronique*, Gaston du Fresne de Beaucourt (éd.), t. III, Paris, 1864, pp. 5–6.
- (35) P.-R. Gaussin, «Les conseillers de Charles VII (1418–1461)», p. 96.
- (36) Antoine de Bouillé, *Un conseiller de Charles VII, le maréchal de La Fayette*, Lyon, 1955 ; P.-R. Gaussin, «Les conseillers de Charles VII (1418–1461)», p. 96.
- (37) P. Anselme et M. Du Fourmy, *Histoire généalogique et chronologique de la maison royale de France*, t. VIII, Paris, 1733, pp. 365–366 ; P.-R. Gaussin, «Les conseillers de Charles VII (1418–1461)», p. 111
- (38) 拙稿「シャルル 6 世治世におけるブルボン公ルイ 2 世の動向—国王と諸侯との紐帯に関する一考察—」【史泉】第 102 号, 2005 年, 1–16 頁。
- (39) P.-R. Gaussin, «Les conseillers de Charles VII (1418–1461)», pp. 63–130.
- (40) P. Anselme et M. Du Fourmy, *Histoire généalogique et chronologique de la maison royale de France*, t. VIII, p. 366.
- (41) A. de Bouillé, *Un conseiller de Charles VII*, pp. 116–117.
- (42) *Les chroniques du roi Charles VII par Gilles le Bouvier dit le héraut Berry*, p. 213 ; M. d'Escouchy, *Chronique*, t. III, p. 10–11 ; Enguerrand de Monstrelet, *Chronique*, Louis Douet-d'Arcq (éd.), Paris, 1862, t. VI, p. 410.
- (43) E. de Monstrelet, *Chronique*, pp. 412–414.
- (44) *Les chroniques du roi Charles VII par Gilles le Bouvier dit le héraut Berry*, pp. 223–224 ; M. d'Escouchy, *Chronique*, t. III, pp. 15–16.
- (45) M. d'Escouchy, *Chronique*, t. III, pp. 17–20.
- (46) *Ibid.*, pp. 20–22.
- (47) *Ibid.*, pp. 22–24.
- (48) *Les chroniques du roi Charles VII par Gilles le Bouvier dit le héraut Berry*, pp. 224–226.

- (49) E. de Monstrelet, *Chronique*, t. V, pp. 412–415.
- (50) 国王に対する不敬は大逆罪として扱われる *Ordonnance des rois de France de la troisième race*, t. XIII, p. 306.
- (51) Marie-Thérèse Caron, *Noblesse et pouvoir royal en France XIII^e–XVI^e siècle*, Paris, 1994, p. 235.
- (52) M. d'Escouchy, *Chronique*, t. III, pp. 18–19.
- (53) E. de Monstrelet, *Chronique*, t. V, pp. 413–414.
- (54) A. Leguai, «Un aspect de la formation des États princiers en France à la fin du moyen âge», pp. 49–72.
- (55) O. Mattéoni, *Servir le prince*, p. 247.
- (56) M. Huillard-Bréholles, *Titres de la maison ducal de la Bourbon*, n° 5245.
- (57) A. Leguai, *Le Bourbonnais pendant la Guerre de Cent Ans*, pp. 97–102.
- (58) M. Huillard-Bréholles, *Titres de la maison ducal de la Bourbon*, n° 5237, 5238.
- (59) *Ibid.*, n° 5239.
- (60) *Ibid.*, n° 5247.
- (61) *Ibid.*, n° 5278.
- (62) *Ibid.*, n° 5450, 5452.
- (63) *Ibid.*, n° 5638.
- (64) G. du Fresne de Geaucourt, *Histoire de Charles VII*, t. III, pp. 194–195, 200.
- (65) *Ibid.*, pp. 212–228.
- (66) *Ibid.*, pp. 258–259.
- (67) Marcel Canat, *Documents inédits pour servir à l'histoire de Bourgogne*, Chalons-sur-Saône, 1863, t. I, pp. 418–419.
- (68) Philippe Contamine, *Guerre, Etat et société à la fin du Moyen-Âge : étude sur les armées des rois de France*, Paris, 1972., t. II, p. 596.
- (69) M. d'Escouchy, *Chronique*, pp. 18–19.
- (70) A. Tuetey, *Les écorcheurs sous Charles VII*, t. I, pp. 150–152.
- (71) *Ibid.*, p. 160.
- (72) A. de Bouillé, *Un conseiller de Charles VII*, pp. 113–119.
- (73) E. Cosneau, *Le connétable de Richemont (Arthur de Bretagne) (1393–1458)*, Paris, 1886, pp. 609–612.
- (74) T. Basin, *Histoire de Charles VII*, t. II, pp. 17–19.
- (75) *Ibid.*, p. 597.
- (76) *Ibid.*
- (77) P.-R. Gaussin, «Les conseillers de Charles VII (1418–1461)», pp. 91–92.
- (78) *Chronique Martinian*, p. 55.
- (79) P. Contamine, *Guerre, Etat et société à la fin du Moyen-Âge*, t. I, pp. 403–404.
- (80) *Ibid.*, pp. 598–601.

(関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程)

表 プラグリーの乱加担者とその経歴

名前	1434年以降	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446年以後
1 Alepçon (Jean II, duc d') (1409, 1415, 1474)	・国王顧問官 ・グロムボス(ユエ)の領主(1424)でイン グラウ、ドボンの保護者となる。(1437) ・ジャンヌ・ド・ブルゴグニョンの公使(1429) ・ロワール地方における老成政治家 (1429)		・パリ解放戦線	・ブルボン公とルネ・ダ ンジューによる反乱計画	・ノルマンディ遠征 ・国王顧問官	・アヴランシュ包囲 ・国王顧問官	・プラグリーの乱 ・ブタクリーの乱	・金羊七騎団出陣に 入隊	・スヴェヴェーン遠征	・国王顧問官	・トコールの領 主		
2 Amboise (Pierre d') (sire de Chamoulay) (m. 1473)		・「野武士団」隊長	・国王顧問官	・国王顧問官 ・ブルボン公とルネ・ダ ンジューによる反乱計画 ・モンロー攻撃戦線	・国王顧問官	・国王顧問官	・プラグリーの乱						
3 Aphric (francois d') (sire d'Orléans)		・「野武士団」隊長				・モン一次国戦(ブル ボン公との戦い)	・プラグリーの乱				・スイス、ロー ーン遠征		
4 Aphric (Jean d') (sire de Lascy)		・「野武士団」隊長			・アルザス、ローレ ン遠征	・モン一次国戦 ・ラ・トトレムイユ私 生院とともに同境防 衛へ(à Craon)	・プラグリーの乱				・スイス、ロー ーン遠征	・聯合隊長長補 佐官、労働科 長	
5 Blanchefort (Jean de, le grand)		・「野武士団」隊長	・オレリアン包囲戦(1439) ・ブレトワイス遠征隊長(1430)	・「野武士団」隊長	・「野武士団」隊長 ・アルザス、ローレ ン遠征	・モン一次国戦(ブル ボン公との戦い) ・同境防衛隊 隊へ(à Craon)	・プラグリーの乱			・聯合隊長長 補佐官、スイス 攻陣役			
6 Bourbon (Charles, duc de) (1401, 1434, 1486)		・国王顧問官 ・フランスの代表者 ・アラカスの代表に於 ける国王側の代表者 (パリ解放計画)	・国王顧問官 ・フランスの代表に於 ける国王側の代表者 (パリ解放計画)	・国王顧問官 ・ブルボン公とルネ・ダ ンジューによる反乱計画 ・国王顧問官	・国王顧問官	・国王顧問官 ・ブルボン公とルネ・ダ ンジューによる反乱計画 ・国王顧問官	・プラグリーの乱	・ブルターニュ公 との同盟 ・ブルゴグニョン公との 同盟	・スヴェヴェーン遠征 ・キヴィリア公との 同盟			・聯合隊長長 補佐官	・国王顧問官
7 Bourbon (Guy, Nizard, de) (m. 1442)		・「野武士団」隊長	・ブルターニュ公とアヴランシュ公との 抗争(1441)	・ブルターニュ遠征 ・ローレンス遠征	・国王顧問官	・モン一次国戦 ・アラカス遠征 ・同境防衛隊 隊へ(à Beauvais, à Eau à Deppe)	・プラグリーの乱						
8 Bourbon (Jean II, de) (1380, 1412, 1446) (comte de Vendôme)		・国王顧問官 ・フランス王命長(1408) ・王命長(1413) ・イングラウ、ドボンの領主(1415-1425) ・フランス王命長(1425) ・ジャンヌ・ド・ブルゴグニョンの遠征に参軍(1429)	・国王顧問官 ・フランスの代表に於 ける 国王側の代表 者	・国王顧問官 ・ブルボン公とルネ・ダ ンジューによる反乱計画 ・パリ遠征	・国王顧問官	・国王顧問官 ・ブルボン公とルネ・ダ ンジューによる反乱計画	・プラグリーの乱				・国王顧問官 ・トコールの領 主		・国王顧問官(1446)
9 Bourbon (Jean, de) (1407, 1434, 1486) (comte de Vempresier)		・「野武士団」隊長					・プラグリーの乱						・聯合隊長長
10 Briac (Guarter de)		・「野武士団」隊長				・アルザス、ローレ ン遠征	・プラグリーの乱						
11 Bretagne (Jean V, duc de)				・ブルボン公とルネ・ダ ンジューによる反乱計画			・プラグリーの乱						
12 Chalouais (Jacques de) (m. 1453) (sire de Cuzant)		・ブルボン宮内侍長補佐官 ・ブルボン・セ ネシャル		・ブルボン公とルネ・ダ ンジューによる反乱計画 ・モンロー攻撃戦線 ・ブルボン公とルネ・ダ ンジューによる反乱計画	・国王顧問官	・国王顧問官 ・ブルボン公とルネ・ダ ンジューによる反乱計画	・プラグリーの乱						・聯合隊長長代 表官 ・王命長(1461)

名前	1434年以前	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446年以後
13 Chabannes (Avoine de) (1411-1488) (comte de Dammarin)		・[野次田] 隊長		・セカドティム、エノ ーへ派遣	・ブルボン公からシ ヤロッシュ・ド・キヌ ビターヌ領民を支配 スル領	・モー役回 （ブルボン公との間 で） ・国庫整備隊 (3 Dreux)	・ブラグリーの領 主	・ポントローヌ領 主	・キユイエンス領 主	・物舎隊長 ・探検 ・アイエップ ・役回	・スイス、コレ ー派遣		・国王顧問 (1449) ・トローバイ(1450) ・物舎隊長(1453) ・ガルドンヌ・セネン ビル(1456) ・フランス家令(1467)
14 Coudesbeuf (Merlin, sire de)		・ブルボン公の封臣					・ブラグリー領 主						
15 Evaute (Gibart Moer, sire de la) (1380-1464)		・国王顧問 ・フランスの軍 ・アラスの軍 ・[野次田] 隊長	・ボウチエニス会 (の) 騎士団		・国王顧問 ・ブルボン公の封臣	・国王顧問 ・ボウケール・セネ シヤル	・ブラグリー領 主				・スイス、コレ ー派遣	・国王顧問 ・オランシー顧問 会議	・ニーム、ポーチール ・セネシヤル
16 Ferlin (Ablin)		・[野次田] 隊長				・モー役回(ブル ボン公への使節)	・ブラグリー領 主						
17 Louis, Dauphin (m. 1483)				・国王顧問	・国王顧問		・ブラグリー領 主	・ポントローヌ領 主	・キユイエンス領 主	・国王顧問 ・アイエップ ・役回	・スイス、コレ ー派遣	・国王顧問 ・オランシー顧問 会議	
18 Loep (Blain) (seigneur de Beauvoit)		・ブルボン、バイイ ・フランス元帥					・ブラグリー領 主			・物舎隊長 ・探検	・スイス、コレ ー派遣		
19 Monjoien (Jean II, seigneur de)							・ブラグリー領 主						・王太子の顧問官兼侍 (1447)
20 Orléans (Jean, d'Isant d') (1403-1468) (comte de Dunois)		・[野次田] 隊長 ・フランス元帥	・国王顧問 (の) 騎士団	・国王顧問 ・モンロー役回 ・パリ参謀	・国王顧問 ・ブルボン公の封臣	・国王顧問 ・ブルボン公の封臣	・ブラグリー領 主			・国王顧問 ・アイエップ ・役回	・国王顧問 ・トゥール島の領 主	・国王顧問	・国王顧問
21 Prie (Loigneur de)							・ブラグリー領 主						
22 Roche (Jean de la) (sire de Barbézieux)		・[野次田] 隊長				・国王顧問	・アンジュ、セ ネシヤル、ブラグ リーの領						
23 Saint-Priest (sire de)		・ブルボン公の封臣					・ブラグリー領 主						
24 Saugier (Jean) (seigneur de Bois-Rogues)		・王太子の領有者					・ブラグリー領 主						
25 Trémolle (Georges, sire de la) (m. 1446)		・国王顧問 ・フランス元帥	・国王顧問 ・フランス元帥	・国王顧問 ・モンロー役回 ・パリ参謀	・国王顧問 ・ブルボン公の封臣	・国王顧問 ・ブルボン公の封臣	・ブラグリー領 主			・国王顧問 ・アイエップ ・役回			・王領隊長 ・国王顧問
26 Ulif (Pierre, sire de)		・ブルボン公の封臣					・ブラグリー領 主						・物舎隊長(1460)

Pierre-Roger Gausson, « Les conseillers de Charles VII (1418-1461) », *France*, t. 10, 1962, pp. 104-127.
 Le P. Anselme et M. Du Foumy, *Histoire généalogique et chronologique de la maison royale de France*, t. VIII, Paris, 1733.
 P. Contamine, *Guerre, État et société à la fin du Moyen-Âge : Étude sur les armées des rois de France, Paris, 1972*, t. II.
 Alexandre Tuetey, *Les écorcheurs sous Charles VII*, Montbeliard, 1874, 290 頁著者作版。